

その他の議案

一分団、三分団、本部 に消防車両を購入

災害発生時の機動力向上

(全員賛成で可決)

現在分団にはそれぞれポンプ自動車(ポンプ車)が配備されていますが、そのうち1分団のポンプ車は購入から18年、3分団のポンプ車は16年が経過し、修理用の部品等も不足がちになってきているため、今回、国の地域活性化・緊急経済対策臨時交付金事業を利用して更新することになりました。また、本部(役場内)の小型動力ポンプ積載車も購入から17年が経過しているため、一緒に更新されます。

なお、2分団は平成12年、5分団は平成14年、4分団は平成15年に今回と同型のポンプ車に更新されています。



本部配備の小型動力ポンプ積載車



1分団、3分団に配備されるポンプ車

4つの施設の指定管理者を選定

(全員賛成で可決)

町は、平成16年度、鞍手駅関連施設の管理運営業務を効率的に行うため「指定管理者制度」を導入し、その後4つの公の施設についても順次導入してきました。4施設については、平成22年3月末に指定期間が満了するため、4月以降の指定管理者を選定したものです。それぞれの施設の指定管理者は、次のとおりです。



【鞍手町総合福祉センター】

指定管理者 鞍手町社会福祉協議会
会長 松尾 徹
鞍手町大字新延

指定期間 平成22年4月 1日から
平成24年3月31日まで



【鞍手町大谷自然公園】

指定管理者 株式会社 スピナ
代表取締役 日浅 恭亘
北九州市八幡東区平野

指定期間 平成22年4月 1日から
平成27年3月31日まで



【鞍手町衛生センター】

指定管理者 有限会社 鞍手衛生舎
代表取締役 竹松 新二
鞍手町大字中山

指定期間 平成22年4月 1日から
平成27年3月31日まで



【鞍手町宮葬斎場】

指定管理者 富士建設工業株式会社
代表取締役 鳴海 武徳
新潟県新潟市島見町

指定期間 平成22年4月 1日から
平成27年3月31日まで